

改正外為法関連政省令・告示のパブリックコメントを踏まえた変更点について

- 役員就任に関する密接関係者の定義：「過去 1 年間に外国投資家の役員であった者」を、**他者提案の場合には密接関係者の範囲から除外するよう、省令案を修正。**
- 投資先の非公開の技術関連情報を取得しないとの免除基準：金融機関のM&A助言部門等が同情報を取得する場合について、**金融機関の部門間で情報流出防止措置が講じられている場合には基準違反とならないよう、告示案を修正。**
- 事業所管大臣の特定：免除利用後の事後報告（10%未満）に加え、指定業種以外の業種に係る事後報告についても、**事業所管大臣を特定せずに報告書を提出できるよう、省令の様式を簡素化。**

「密接関係者」の定義

取得時事前届出の免除基準、行為時事前届出における「密接関係者」の範囲

取締役及び監査役の選任における関係者の範囲	①自己が提案（他者を通じた提案を含む）			②他者（発行会社含む）が提案（注1）		
	役員	使用人	投資に関する意思決定を行う会議体の構成員	役員	使用人	投資に関する意思決定を行う会議体の構成員
外国投資家（法人）	○	○	○	○	×	○
〃 の子・孫・親・祖父会社（注2）	○	○	○	○	×	○
〃 の叔父・従兄弟・兄弟・甥会社（注2）	○	○	○	○	×	×
主要な取引先（注3）	○	○	○	×	×	×
外国投資家から多額の金銭その他の財産を得ている者（注3）	○			×		
過去1年間以内に上記のいずれかに該当していた者（注3）	○			○ → ×		
外国投資家（自然人）の配偶者（注2）	○			○		
〃 の直系血族（注2）	○			○		
議決権を行使することを合意している者又はその密接関係者（注2）	○			○		

（注1）修正動議による提案の場合は、届出対象外。

（注2）上場会社株式の取得等の際に合算対象となる密接関係者のルールを援用。

（注3）東証のガイドラインにおける、独立役員（一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役又は社外監査役）になることができない者の定義を援用。

（注4）国有企業等が自己提案をする場合は、その国の政府、地方公共団体、政府関係機関又は中央銀行の職員若しくは政黨員も密接関係者。

「非公開の技術関連情報へアクセスする」ことの定義

➤ 「非公開の技術関連情報へアクセスする」ことの定義

- 発行会社等の指定業種に属する事業を営む部門において秘密として管理されている技術等（秘密技術関連情報（注1））の取得（注2、3）
- 秘密技術関連情報を開示することの提案（注3）
- 秘密技術関連情報の管理に係る規定等の変更の提案

（注1）以下は秘密技術関連情報に該当しない。

- ・ 役員等の就業条件や報酬等の情報
- ・ 発行会社等の財務情報

（注2）当該発行会社等が自主的に提供した場合は除く。

（注3）証券会社・銀行のM&A助言部門等による秘密技術関連情報の取得又は開示の請求については、下記を担保する措置が講じられていれば、定義から除く。

- ① 情報が株式売買部門に提供されないこと
- ② 株式売買部門が保有している株式等を通じた影響力を遮断すること

取得時事前届出及び事後報告の負担軽減

取得時事前届出

- 事前届出で審査を通過すれば、届出日から6か月間、届け出た株式数までの取得が随時可能であり、都度の届出は不要。
- 株式取得後の実行報告の提出期限は、現行の30日以内から45日以内に延長。

事後報告

- 免除利用時の事後報告は、取得割合が以下の場合に必要。
 - (1) 初めて1%以上となる際 (注)
 - (2) 初めて3%以上となる際 (注)
 - (3) 10%以上の株式取得については、取得の都度 (現行と同じ)
- (注) 株式売却等で一旦閾値を割り込み、その後の再取得で当該閾値を再び超えた場合は、事後報告は不要。
- 提出期限は、投資後45日以内。
 - 免除利用時の事後報告 (10%未満) 及び指定業種以外の業種に係る事後報告においては、事業所管大臣の特定は不要。

外為法の政省令・告示改正 スケジュール（案）

2020年 4月24日（金）	政令の閣議決定
4月30日（木）	政省令・告示の公布
5月8日（金）	改正法・政省令・告示の施行 （改正法附則により30日後から全面適用） 銘柄リストの公表
6月7日（日）	改正法・政省令・告示の全面適用